

答 申

**第1 審査会の結論**

高知県警察本部長は、「起案用紙（本部） 件名：被疑者取調べに関する監督対象行為の調査について（報告）」、「被疑者取調べに関する監督対象行為の調査について（報告）」及び「起案用紙（本部） 件名：調査結果報告書」について本件開示請求に係る対象公文書と特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

**第2 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和6年12月5日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づいて行った「7月下旬ころ、高知県警察本部に申し出た高知警察署での被疑者取調べに関する苦情について、調査の経過（警察官の言い分を含む。）及び結果が書かれた公文書」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、高知県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月20日付けで行った「調査結果報告書（令和6年8月9日付け）」の部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、「捜査主任官及び取調官からの聴取内容を記載した書面等及び関係書類の交付が行われていないことから請求者に開示されていない書面及び関係書類又はそのいずれかがあると考えられる」として「開示されていない書面等」の開示を求めるというものである。

**第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等**

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、次のように要約できる。

**1 本件公文書について**

本件公文書は、被疑者から当該被疑者取調べにおいて、担当警察官に不適切な行為があった等との苦情申出を受け、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）第10条に基づき、警察本部長が指名した取調べ調査官が調査結果等を記載し、作成しているものである。

**2 本件部分開示決定について**

**(1) 本件公文書の特定**

本件開示請求は、「7月下旬ころ、高知県警察本部に申し出た高知警察署での被疑者取調べに関する苦情について、調査の経過（警察官の言い分を含む）及び結果が書かれた公文書」の開示であり、当該請求に該当する唯一の公文書として、「調査結果報告書（令和6年8月9日付け）」を特定した。

**(2) 本件部分開示決定**

ア 「被疑者・被告人氏名等」欄の非開示部分

被疑者の氏名は、条例第6条第1項第2号を適用した。

イ 「取調べに係る罪名」欄の非開示部分

被疑者に係る罪名は、条例第6条第1項第2号を適用した。

ウ 「取調べ場所」欄の非開示部分

被疑者に係る取調べ場所は、条例第6条第1項第2号を適用した。

エ 「取調べ担当者氏名」欄の非開示部分

取調べ担当者氏名は、条例第6条第1項第2号（ただし書きエ）を適用した。

### 3 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書において、「捜査主任官及び取調官からの聴取内容を記載した書面等及び関係書類の交付が行われていない」と主張するが、審査請求人からの公文書開示請求に基づく本件公文書の特定は2（1）のとおりである。

## 第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書で主張している主な内容は、次のように要約できる。

「捜査主任官及び取調官からの聴取、関係書類の閲覧等、所要の調査を実施した結果、監督対象行為には該当しないと判断したものである。」と調査結果報告書には記載があるが、実際は捜査主任官及び取調官からの聴取内容を記載した書面等及び関係書類の交付が行われていないことから請求者に開示されていない書面及び関係資料又はそのいずれかがあるものと考えられるため本審査請求を行い、開示されていない書面等がある場合には直ちに開示するよう求める。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

適正化規則第3条は、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う不適正な取調べにつながるおそれのある行為として、以下の6類型の監督対象行為を定めている（第2号イからへまで）。

イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。

ロ 直接又は間接に有形力を行行使すること（イに掲げるものを除く。）。

ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。

ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

へ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

その上で、適正化規則第10条は、「警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（以下「取調べ調査官」という。）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。」（第1項）、「取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ警察官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。」（第2項）、「取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書（別記様式）を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。」（第3項）と定めている。

令和6年7月ごろに高知警察署での被疑者取調べにおいて担当警察官に不適切な行為があった等との苦情申出（以下「本件苦情申出」という。）があり、本件苦

情申出を受けて、適正化規則第 10 条に基づき、警察本部長の指名した取調べ調査官が、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査（以下「本件調査」という。）を行った。本件公文書は、本件調査の経過（警察官の言い分を含む。）及び結果が書かれた文書である。

実施機関は、「調査結果報告書（令和 6 年 8 月 9 日付け）」（以下「本件調査結果報告書」という。）を本件開示請求に該当する唯一の公文書として特定し、本件部分開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件開示請求に係る本件公文書として、本件調査結果報告書以外に「開示されていない書面及び関係資料」が存在すると考えられると主張し、「開示されていない書面等」の開示を求めているので、以下検討する。

## **2 「本件調査結果報告書」以外の本件公文書の不存在について**

### **(1) 本件調査に係るファイルに保管された文書について**

当審査会は、当審査会における実施機関の意見陳述において本件調査に係る文書が保管されたファイル（以下「本件ファイル」という。）を持参することを求め、当審査会において本件ファイルを見分したところ、本件ファイルには、「本件調査結果報告書」以外に、①「起案用紙（本部） 件名：被疑者取調べに関する監督対象行為の調査について（報告）」（以下「本件ファイル保管文書 1」という。）、②「被疑者取調べに関する監督対象行為の調査について（報告）」（以下「本件ファイル保管文書 2」という。）及び③「起案用紙（本部） 件名：調査結果報告書」（以下「本件ファイル保管文書 3」という。）の 3 通の文書が存在した。

本件ファイル保管文書 1 は、本件ファイル保管文書 2 について上司の決裁を得るために作成された起案文書であり、本件ファイル保管文書 3 は、本件調査結果報告書について上司の決裁を得るために作成された起案文書である。本件ファイル保管文書 2 は、本件苦情申出の趣旨及び本件調査の必要性を検討した結果について記載した文書である。

実施機関は、①本件ファイル保管文書 1 及び 3 については、本件開示請求書には開示請求に係る公文書の件名として「調査の経過及び結果が書かれた公文書」との記載のみで「起案文書」の記載がなかったことから、本件開示請求に係る本件公文書に該当しないと判断した、②本件ファイル保管文書 2 については、本件調査に先立ち調査の実施の必要性を検討した結果について記載した本件調査の「端緒」に係る文書であって、本件開示請求の内容である本件調査の「経過及び結果」に係る文書ではないことから、本件開示請求に係る本件公文書に該当しないと判断したと主張している。

しかしながら、本件ファイル保管文書 1、2 及び 3 は、いずれも本件調査の経過又は結果について記載した文書と見るべきものであり、したがって、これらの文書については本件開示請求に係る本件公文書として特定し、条例第 10 条に基づき改めて開示決定等を行うべきである。

### **(2) 本件調査における「調査主任官及び取調官等からの聴取、関係書類の閲覧」に係る文書について**

本件開示請求において開示された「本件調査結果報告書」には、「捜査主任官及び取調官等からの聴取、関係書類の閲覧等、所要の調査を実施した結果、監督対象行為には該当しないと判断したものである。」との記載があり、この記載に着目して審査請求人は、本件調査において「捜査主任官及び取調官からの聴取内容を記載した書面等」及び閲覧した「関係書類」が存在すると考えられると主

張している。

まず、審査請求人が存在すると考えられると主張している本件調査において「捜査主任官及び取調官からの聴取内容を記載した書面等」については、実施機関によれば、①本件調査において実際に取調官、捜査主任官及び取調べ監督官等からの聴取を行ったが、聴取内容を記載した公文書は作成していない、②本件調査結果報告書について警察本部長はじめ上司の決裁を得る際には上司に直接口頭でその内容を説明しているとのことであった。

次に、審査請求人が存在すると考えられると主張している本件調査において閲覧した「関係書類」については、実施機関によれば、本件調査において実際に、①事件指揮簿並びに②取調べ状況報告書、取調べにおける供述調書及び捜査関係事項照会書等の捜査書類（以下「捜査書類」という。）を閲覧したとのことである。なお、①の事件指揮簿は、実施機関で保管している文書であるが、②の捜査書類の原本は、本件調査の時点ですでに検察庁に送致済みで存在せず、その写しを閲覧したとのことである。

しかし、実施機関は、上記①の事件指揮簿については、実施機関が保有しているものであるから条例に基づく開示請求の対象となる公文書ではあるが、これは事件の処理に関する指揮を伺う書類であって、被疑者取調べの苦情申出等を記載する書類ではないことから、本件開示請求に係る本件公文書に該当しないと判断したと主張している。また、実施機関は、上記②の捜査書類については、条例第17条第2項に基づき、条例の適用除外とされていることから、条例の定める情報公開の対象外であり、条例に基づく開示請求の対象となる公文書ではないと主張している。

条例第17条第2項は、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と定めている。刑事訴訟に関する書類と押収物については、刑事司法手続である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、刑事訴訟法においては、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則として禁止する一方（47条）、被告事件終結後は、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め（53条）、これらの書類については、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）によって、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていることから、条例の規定は適用しないこととされている。

以上の「捜査主任官及び取調官等からの聴取、関係書類の閲覧」に係る文書についての実施機関の主張については不合理なところはなく、したがって、これらの文書について本件開示請求に係る本件公文書として特定しなかったことについては妥当であると認められる。

## 第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和7年5月16日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年9月19日 (令和7年度第5回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年11月18日 (令和7年度第6回第二小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和7年12月18日 (令和7年度第7回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年1月16日 (令和7年度第8回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年2月10日 (令和7年度公文書開示審査会(第3回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和8年2月10日	・答申を行った。